

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条総務部の部総務課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 県議会との連絡に関すること。

第六条総務部の部財政課の項第二号中「こと」の下に「（総務部総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。